

令和4年5月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和4年5月10日（火）午前9時30分より、臼杵市役所野津庁舎 3階会議室において、会長が5月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1 番	後藤 聖憲 委員	2 番	藤嶋 祐美 委員	3 番	二村 啓二 委員	4 番	城野 幸司 委員
5 番	疋田 忠公 委員	6 番	野上 政憲 委員	7 番	佐藤 幸子 委員	8 番	竹尾 奈美 委員
9 番	柳井 博之 委員	10 番	後藤 博幸 委員	11 番	中野 定重 委員		

農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長 古賀 慎一 次長 首藤 英二 主幹

付議議案

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 非農地証明願いについて

議案第25号 農用地利用集積計画の決定について

議案第26号 農用地利用配分計画案の意見聴収について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、小橋会長にお願い致します。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。まず議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は全員出席しております。
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号6番 野上 政憲委員と、議席番号8番 竹尾 奈美委員に議事録署名をお願い致します。
ただいまから議案審議に入りますが、その前に、3条案件には柳井委員が関係者となっておりますので、一度退席をお願い致します。

－柳井委員 退席－

それでは議案に入ります。
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 1ページをお開きください。
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を

設定) することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。

令和4年5月10日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(畑) 793 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号2、(畑) 500 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

番号3、(田) 861 m² 外1筆 合計 987 m² を、耕地拡張のため所有権を移転するものです。

以上、3条申請3件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。4月26日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります、これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次の3ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請3件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後藤聖 私後藤より、4月26日に実施しました議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリスト
委 員 と併せて報告します。

番号1の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、飼料用作物の作付けがされています。許可後も同様の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は鉢物の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田で、現在は草刈り等により管理されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願い致します。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号3は、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆ですが1枚の田になっており、現在は草刈り等により管理されています。許可後は水稻の作付けを行うとのことで、特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

それでは柳井委員に席に戻るよう伝えてください。

－柳井委員 着席－

議 長 次に、議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4 ページとなります。

議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法第 4 条第 1 項の規定により農地を農地以外のものにするため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 4 年 5 月 10 日 臼杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次 長 5 ページをお開きください。

番号 1、(田) 423 m² は、自己の田を畑として利用するため、一時転用を行うものです。農地の区分は農用地区域内農地です。

番号 2、(畑) 95 m² は、貸駐車場として利用するものです。農地の区分は 3 種農地です。

番号 3、(畑) 35 m² は、住宅への進入路を拡幅するものです。農地の区分は 3 種農地です。

以上、4 条申請 3 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 4 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 6 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、4 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後藤博 私後藤より、4月26日に実施しました議案第22号、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと
委 員 併せて報告します。

番号1の畑については、農地改良のため一時転用の上、畑として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については「農地の改良」であるため該当するものとし、②については農用地区域内農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畑については、貸駐車場として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3の畑については、自宅への進入路として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は菜園として利用されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員より報告をお願いします。第8地区、佐藤推進委員さん。

佐藤政 第8地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号1の畑について、農地改良のため一時転用の上、畑として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在は草刈り等により管理されています。穴が開くなど、田としての利用が困難で、埋め立てて果樹の栽培を行うとのことです。特に問題は無いと思われます。

議 長 続まして、第1地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第1地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号2は、自ら所有する畑を貸駐車場として利用するものです。申請地には、一部にミカンの木が植えられています。周辺は住宅地になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 次に、第2地区の首藤推進委員さん。

首 藤 第2地区、推進委員の首藤です。

推進委員 番号3は、自宅への進入路が狭いため、自ら所有する畑を使って幅を拓けるものです。申請地は1筆の畑で、現在は菜園として利用されています。周囲は住宅地になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数確認—「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 7 ページとなります。

議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和 4 年 5 月 10 日 臼杵市農業員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(田) 183 ㎡ については、所有権の移転を行い、自己の経営する会社の資材置場として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、(畑) 426 ㎡ については、所有権の移転を行い、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 3、(畑) 164 ㎡ 外 1 筆 合計 464 ㎡ については、使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 4、(田) 711 ㎡ については、所有権の移転を行い、3 区画の宅地分譲用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 4 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の 9～10 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5 条申請 4 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

後藤博 私後藤より、4 月 26 日に実施しました議案第 23 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号 1 の田については、所有権を取得し、資材置場として利用するものです。申請地は 1 筆の田ですが、現在は一部に柿や梅が植えられていま

す。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畑で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3の畑については、使用貸借権を取得し、一般住宅として利用するものです。申請地は2筆の畑で、現在は菜園として利用されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4の田について、所有権を取得し、3区画の分譲用地として利用するものです。申請地は1筆の田で、現在は草刈り等により管理されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。

一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請4件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんからの報告をお願い致します。第5地区の平松推進委員さん。

平松 第5地区、推進委員の平松です。

委員 番号1の田については、所有権を取得し、資材置場として利用するものです。

申請地は駅の近くの道端にあり、現在は一部に柿や梅が植えられています。隣はすでに資材置場となっており、周囲は荒廃した田んぼが広がっています。特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 続まして、第 6 地区の伊藤推進委員さん。

伊 藤 第 6 地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号 2 の畑については、所有権を取得し、一般住宅として利用するものです。

申請地は現在、菜園として利用されています。周囲は住宅の建設が進んでいる地域であり、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 続まして、第 1 地区の玉田推進委員さん。

玉 田 第 1 地区、推進委員の玉田です。

推進委員 番号 3 の畑については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。

申請地は、現在は菜園として利用されています。周囲は住宅地になっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

番号 4 の田については、所有権を取得し、3 区画の分譲用地として利用するものです。

申請地は 1 筆の田ですが、以前埋め立てを行っており、現在は草刈り等により管理され、一部でビワの木などが植えられています。

排水などは、横の水路を利用するとのことで、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 23 号　農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に議案第 24 号　非農地証明願いについて、事務局より説明をお願い致します。

次　長　　11 ページとなります。

議案第 24 号　非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 5 月 10 日　臼杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

次　長　　番号 1、(畑) 147 m² の土地については、年月日不詳で長年耕作されず山林原野化した土地となります。チェックリストについては、③の森林化し農地に復元することが困難な土地に該当し、(ア) から (オ) の要件を満たしている土地となります。

番号 2、(畑) 42 m² 外 2 筆　合計 134 m² の土地については、昭和 51 年 4 月頃より宅地の一部として利用されている土地となります。チェックリストについては、④の非農地化から 20 年以上経過した土地となります。

申請地は次の 13 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 2 件についてご提案申し上げます。

議　長　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議　長　　質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 24 号　非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議　長　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 24 号　非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定致しました。
次に議案第 25 号　農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次　　長　　14 ページとなります。
議案第 25 号　農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和 4 年 5 月 10 日　白杵市農業委員会　会長　小橋　勇二

別冊の農用地利用集積計画（第 5 号）「令和 4 年 5 月 10 日公告予定」になります。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集積表は令和 4 年 4 月末までに申し出がありました白杵市全体の集積表であります。説明については 1 ページの中段やや下の合計欄で説明します。

田については、22,113 ㎡　22 筆です。畑については、20,266 ㎡　23 筆です。合計面積は 42,379 ㎡　45 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、貸し手が 18 名に対して、借り手は 14 名となります。なお、各筆明細につきましては、4 ページから 6 ページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、簡単ではございますが、令和 4 年 5 月 10 日公告予定の農用地利用集積計画（第 5 号）について、ご提案申し上げます。

議　　長　　ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 25 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定致しました。次に、議案第 26 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 15 ページとなります。

議案第 26 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和 4 年 5 月 10 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1 ページをご覧ください。(畑) 3 筆 合計 3,565 m² を配分するものです。

次に 2 ページをご覧ください。(畑) 3 筆 合計 5,022 m² を、配分するものです。農用地の所在は最初に説明した分と合わせて 3 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 4 ページをご覧ください。(畑) 2 筆 合計 3,957 m² を配分するものです。農用地の所在は 5 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 6 ページをご覧ください。(田) 1,558 m² を配分するものです。農用地の所在は 7 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 8 ページをご覧ください。(田) 873 m² を配分するものです。農用地の所在は 9 ページに掲載していますのでご覧ください。

次に 10 ページをご覧ください。(田) 6 筆 合計 4,692 m² を配分するものです。農用地の所在は 11 ページに掲載していますのでご覧ください。

なお、農用地貸付調書にそれぞれの詳細を掲載していますのでご覧ください。以上、6 件の配分計画について、ご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 26 号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。
本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 農用地利用配分計画案の意見聴収については、原案どおり承認することに決定致しました。以上で、本総会の議案は全て終了致しました。ありがとうございました。